

未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）により羽咋市（以下「市」という。）内に所在する施設及び設備等が被災した事業者の事業再建を後押しするため、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金を交付することについて、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、石川県なりわい再建支援補助金交付要綱（県第1580号）（以下「県要綱」という。）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの国及び県補助制度（以下「県補助金等」という。）について額の決定を受けている者

ア 石川県なりわい再建支援補助金（県要綱に基づき石川県が交付するものをいう。）

イ 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（能登半島地震））（小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（能登半島地震））交付規程に基づき全国商工会連合会が交付するものをいう。ただし、間接被害枠は除く。）

ウ 中小企業者持続化補助金（災害支援枠（能登半島地震））（中小企業者持続化補助金（災害支援枠（能登半島地震））公募要領に基づき公益財団法人石川県産業創出支援機構が交付するものをいう。ただし、間接被害枠は除く。）

エ 中小企業営業再開支援補助金（県要綱に基づき石川県が交付するものをいう。）

オ 小規模事業者営業再開支援補助金（県要綱に基づき石川県が交付するものをいう。）

(2) 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主

(3) 市税に滞納がない者

(4) 補助金の申請後も事業を継続する意志のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教団体

(4) 政治団体

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、県補助金等の交付決定額の算定の基礎となった経費とする。ただし、羽咋市外における事務所及び事業所の施設及び設備の復旧等に要する経費は除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、県補助金等の交付確定額に別表1に掲げる補助率を乗じた額とする。

2 補助金の額は、前項で算出した額から、1,000円未満を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県補助金等の交付決定を受けた後、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金等の額の交付決定書の写し

(2) 県補助金等の事業計画書（事業内容がわかる書類）

(3) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) 市税納付状況調査同意書（様式第3号）

（交付決定）

第7条 前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認める場合は、交付の決定を行い、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金交付決定書（様式第4号）により申請者に通知する。

（交付の条件）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得した財産については、取得の日から3年間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担

保に供してはならないこと。

(2) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(補助金の概算払)

第9条 補助金の交付は、第7条1項の規定による通知の後に申請者からの請求により、行うものとする。ただし、第7条1項に規定する補助金の交付の決定の後に、交付決定額の80パーセントを上限として、請求に基づき概算払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金（精算・概算払）請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、県補助金等の確定を受けたとき、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金等の額の確定通知書の写し

(2) 県補助金等の実績報告書の写し

(3) 市なりわい再建支援補助金（精算・概算払）請求書（様式第5号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第12条 申請者は、第7条の申請の内容を変更しようとするときは、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、未来につなげる羽咋市なりわい再建支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の規定により当該補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

・別表 1

事業名	対象者	補助率			備考
		国	県	市	
①石川県なりわい 再建支援補助金	・ 中小企業 ・ 小規模事業者 ・ 個人事業主	2 / 4 (上限10億円)	1 / 4 (上限5億円)	1 / 8 (上限300万円)	②～⑤と併用可
②中小企業 持続化補助金	中小企業	—	2 / 4 (上限200万円)	1 / 4 (上限100万円)	①・④と併用可 間接被害は不可
③小規模事業 者持続化補助金	小規模事業者	4 / 6 (上限200万円)	国の上限を超えた 場合上限100万円	1 / 6 (上限75万円)	①・⑤と併用可 間接被害は不可
④中小企業 営業再開支援補助金	中小企業	—	2 / 4 (上限300万円)	1 / 4 (上限150万円)	①・②と併用可
⑤小規模事業者 営業再開支援補助金	小規模事業者	—	4 / 6 (上限300万円)	1 / 6 (上限75万円)	①・③と併用可